



口座振替で軽自動車税を納付される人へ

軽自動車税は5月31日(火)が振替日となります。再振替は行いませんので、事前に指定口座の残高をご確認ください。

継続検査(車検)のある軽自動車をお持ちの人には、6月中旬に継続検査用納税証明書を郵送します。郵送前に必要な場合は、軽自動車税の振替が記載された預金通帳を窓口まで持参していただければ無料で交付します。

問 ⑤市民税課



退職(失業)時の国民年金の手続き

■配偶者の退職(失業)により国民年金第3号被保険者の資格を失ったとき

サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は「第3号被保険者」として国民年金に加入しています。

ただし、配偶者が退職(失業)して失職すると、夫婦ともに国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを市役所で行い、保険料を納めることとなります。

※第1号被保険者は、原則20歳以上60歳未満の人に限られます。

■退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請して認められると保険料の納付を免除される制度があります。

この免除申請には所得制限があり、申請者本人のほか、配偶者や世帯主の前年の所得が審査の対象となります。

特に、免除申請する年度に退職(失業)した場合は「特例免除」といって、退職した本人の所得の状況を除外して審査が行われますので、所得制限の審査のハードルが低くなります。

申請には、失業していることを確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)が必要となります。

問 ⑤国保年金課

下館年金事務所

☎0296-25-0829



国民健康保険税の賦課限度額および軽減制度が改正されます

平成28年度から、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税賦課限度額について基礎賦課額(医療分)が52万円から54万円に、後期高齢者支援金分が17万円から19万円となります。ただし、介護納付金分16万円は変更ありません。

また、前年中の総所得金額が一定基準以下の世帯は、均等割と平等割が7割、5割または2割軽減されますが、5割、2割の所得基準が下表のとおり改正されます(7割軽減は変更ありません)。

なお、平成28年度の納税通知書は7月中旬の発送となります。

問 ⑤国保年金課

改正前		改正後
33万円+(26万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下	5割軽減	33万円+(26万5,000円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下
33万円+(47万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下	2割軽減	33万円+(48万円×被保険者数および特定同一世帯所属者)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後も継続して同一の世帯に属する人をいいます。

※軽減の判定は、所得の申告に基づいて行われます。所得がなかった場合や遺族年金等の受給者で住民税が非課税の場合も、住民税の申告をお願いします。